

社会福祉法人 ひかり保育会

実施年度	改善結果等の報告を求めた事項	改善報告の内容	実施年月
令和3年度	<p>評議員会及び理事会の議事録が作成されていない回があります。評議員会は、法人の基本的事項についての決議を行う機関であり、また、理事会は法人の業務執行の決定等の決議を行う機関で、その決議の内容は適切に記録される必要がありますので、法令に基づき速やかに作成してください。</p> <p>&lt;根拠：社会福祉法第45条の11第1項、社会福祉法施行規則第2条の15、社会福祉法第45条の14第6項、社会福祉法施行規則第2条の17&gt;</p>	<p>前回監査以降、作成していなかった議事録の作成、修正致しました。また監査以降に保育所関連で開催した諸会においては全部記録して保管しております。新年度以降におきましてもしっかり記録させて頂き、整備保管したいと思います。適宜対応できる様により一層努めたく思います。</p>	R3. 10
令和2年度	<p>社会福祉法第59条及び社会福祉法施行規則第9条に基づく計算書類等の届出がされていません。毎会計年度終了後3か月以内に、所轄庁に届け出ることとなっています。早急に届け出るとともに、事務処理体制の改善をしてください。(H30・R1指摘分も含む)</p> <p>&lt;根拠：社会福祉法第55条の2及び同法第59条、社会福祉法施行規則第9条&gt;</p>	<p>こちらの会計手続きの不備により、数年間に渡り定期の提出が遅れておりまして大変申し訳ありません。事務体制を整えた新年度におきましては、6月末までに必ず提出するようにさせて頂きたく思います。</p>	R3. 3

実施年度	改善結果等の報告を求めた事項	改善報告の内容	実施年月
令和2年度	<p>資産の総額について、変更登記がされていません。毎会計年度終了後3か月以内に変更登記をすることとなっていますので、速やかに登記を行ってください。（H30・R1指摘分も含む）          &lt;根拠：社会福祉法第29条、組合等登記令第3条&gt;</p>	<p>昨年度分についてはすでに財産登記をさせていただきました。1と同様で早い決算処理にて登記の手順となりますので、新年度は6月中の登記を必ず行いたいと思います。</p>	R3.3
	<p>経理規程が、改正された社会福祉法に基づく改正がされておらず、貴法人定款とも即していません。適正な内容に改正してください。（H30・R1指摘分も含む）          &lt;根拠：「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」（平成28年3月31日 社援基発0331第2号）1-(4)&gt;</p>	<p>以前の経理規定のままにて経年経過しており、定款に即した規定をしっかりと整備し、理事会にて討議させて頂き、変更の手続きを行ってまいりたいと思います。</p>	
	<p>所轄庁が指定する期日までに監査資料の提出がありませんでした。（監査当日においても提出無し）本行為は、社会福祉法第133条に該当する恐れがあることから、速やかに提出してください。&lt;根拠：社会福祉法第56条及び同法第133条&gt;</p>	<p>大変申し訳ありません。事務経理体制をしっかりと見直し(新年度より新たな事務員の雇用する)、諸官庁に迷惑をかけないようにしっかりと取り組んでまいりたいと思います。</p>	